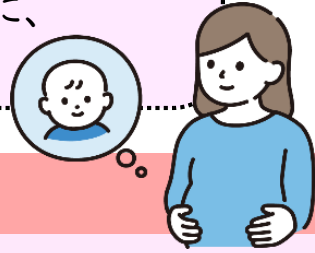


由布市妊婦支援給付金のご案内

令和7年4月1日から、妊娠期から切れ目のない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業」を一体的に実施しています。由布市では、妊婦の身体的・精神的・経済的負担を軽減するために、『妊婦支援給付金(1・2回目)』を支給します。



●給付金対象者・支給額

妊婦支援給付金(1回目) : 妊娠1回につき5万円

妊婦支援給付金(2回目) : 令和7年4月1日以降に出産・流産・死産した方
胎児の数×5万円(双子の場合は10万円)

- ※窓口または電子申請にて申請できます。下記の妊娠届出、出産後に申請方法を案内します。
- ※申請時点で由布市に住民票があり、他の自治体で妊婦支援給付金の支給を受けていない方に限ります。
- ※対象者ではあるが、申請前に他市へ転出した場合は、転出先の市町村にお問い合わせください。(転出が確認できた時点で、由布市の妊婦給付認定は取り消します。)

●妊娠中からの相談支援、給付金申請の流れ

【妊娠届出】

保健師・助産師が体調の確認や今不安に感じていることへの相談に応じます。

母子手帳交付時に「妊婦支援給付金(1回目)」の申請についてご案内します。



【妊娠中の転入】

妊婦給付認定申請を提出して認定を受けます。

【妊娠中】

不安なこと、相談したいことがあれば保健師・助産師が対応いたしますので、ご連絡ください。

妊娠7~8か月頃にアンケートを送付します。アンケートの回答内容や体調、出産に向けた不安など確認のため電話連絡も行います。希望される方には面談も実施しています。

【出産後】

赤ちゃん訪問を行い、産後の体調やお子さんの成長を一緒に確認させていただきます。

赤ちゃん訪問の際に「妊婦支援給付金(2回目)」の申請についてご案内します。



●支給方法

申請時に指定された妊産婦名義の銀行口座に振り込みます。

Q 双子を妊娠しました。妊婦支援給付金はいくら受け取れますか？

A 妊婦支援給付金（1回目）については、多胎の妊娠でも5万円の支給です。妊婦支援給付金（2回目）は、5万円×胎児の数の支給となります。

Q 妊娠届を妊婦本人が届出できなかった場合はどうすれば良いか？

A 給付金の申請は代理人の方でも可能ですが、給付の対象になるのは妊婦本人のみですので、振込口座は妊婦本人名義のものを記入してください。また、妊婦本人の体調等を確認するために、別日に担当保健師や助産師等が連絡させていただきます。

Q 妊娠中に転出する場合は手続きが必要ですか？

A 妊婦支援給付金を申請する際には、住民票がある市町村で妊婦であることの認定を受ける必要があります。由布市での手続きは必要ありませんが、転出日時点で由布市での妊婦認定は取り消されますので、転出先の市町村に妊婦認定等の申請についてご確認ください。

Q 由布市に住民票がありますが、里帰り先で赤ちゃん訪問を受けました。この場合、由布市・里帰り先の市町村のどちらへ妊婦支援給付金の申請をすればよいですか？

A 住民票がある由布市へ申請となります。妊婦支援給付金（2回目）は、赤ちゃん訪問時にご案内していますが、出産予定日の8週間前から申請が可能ですので、里帰り等で出産前に申請したい方は、ご相談ください。

<流産・死産等を経験された方へ>

流産・死産・人工妊娠中絶等を経験した方も申請いただけます。妊娠の事実や胎児の数を確認するため、母子健康手帳が必要となります。

妊娠の届出をする前に流産等を経験した方も申請できます。その場合は、医師が胎児心拍を確認した際の診断書等で妊娠の事実確認をさせていただきます。手続きについてはホームページをご確認ください。

*令和7年3月31日以前に診断された方は対象となりません。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地
由布市こども家庭センター（由布市役所健康増進課内）
☎097-582-1120